



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032
 東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST
 TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

国外財産に係る調書の提出義務制度

平成 24 年度税制改正大綱が平成 23 年 12 月 10 日に閣議決定されました。個人所得課税では給与所得控除の上限設定や役員退職所得の見直し等、法人課税では研究開発税制や復興支援等、資産課税では住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長等が発表され、消費課税では今後、社会保障・税一体改革成案に示された考え方にに基づき、具体化した論議が加速されるそうです。そして、国際課税では新たに「国外財産に係る調書の提出義務制度」が創設されます。

この制度は、その年 12 月 31 日において価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を有する個人(居住者)に対し、財産の種類、数量及び価額等を記載した調書を、翌年 3 月 15 日までに税務署長に提出しなければならないというものです。現行の「財産及び債務の明細書」は、不提出の場合であっても罰則等はありませんでしたが、国外財産調書については、その不提出・虚偽記載に対する罰則を設けるとされています。具体的には法定刑は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定を設けるといふ大変厳しいものです。

加えて、過少申告加算税等の特例として、国外財産調書の提出がある場合には、国外財産に係る所得税又は相続税について申告漏れ又は無申告がある場合において、国外財産調書に申告漏れ等に係る記載がある場合には、その記載がある部分につき、通常課される過少申告加算税又は無申告加算税について申告漏れ等に係る所得税等の 5%相当額を控除し、国外財産調書の提出がない場合には、申告漏れ等に係る所得税等の 5%相当額を加算するとしています。尚、この改正は平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に適用され、罰則は平成 27 年 1 月 1 日以後に提出すべき調書に適用されます。

国外に財産を所有されている方は、今後この改正に関する動向を注視いただきたいと思います。

沖縄移住計画？

寒さが一段と厳しくなってきた昨今、TV で流れる沖縄の映像を見ると思わず旅立ちたくなります。かつてはアメリカ領土だったこともあり、日本の中でも一種独特な雰囲気を持つ沖縄、実は税制面でも本土とは異なる扱いが多いことをご存知でしょうか。

数年前沖縄に行った際、ガソリンが安いことに驚いた記憶があります。これはガソリン税(正式には「揮発油税及び地方揮発油税」)が本土より 1 リットルあたり 7 円安くなっているせいです。その上、車社会である沖縄ではガソリンスタンドの競争が激しく、特に観光シーズンである夏場は競って値下げするため、実際の割安感はずっとあります。また、ウイスキー、香水、バッグなどのブランド品にかかる関税が免除されるという特定免税店制度があったり、沖縄県内で製造、消費されるお酒にかかる酒税が優遇されていたり(泡盛が 35%、その他のお酒が 20%の軽減)消費者にとっては嬉しい税制となっています。これらには戦後 26 年にわたるアメリカ軍の施政権下で社会資本の整備が遅れ、高失業率が続いてきた厳しい経済状況という背景があり、本土復帰に伴い経済復興を目指して導入されたものです。南国ののどかな雰囲気の裏に隠れた沖縄のこれまでの重い歴史、特殊な事情がここに垣間見えます。

復興、振興が目的であるため税制の恩恵は消費者のみならず企業にも与えられています。先日発表された税制改正大綱においてもますますその恩恵は拡充されました。特に IT、金融関連企業の誘致に積極的でこれらの企業は法人税の計算において所得金額の 40%の所得控除ができることになっています。またこれは地方税の計算にも反映されるため、トータルの税額はかなり少なくなります。その他にも本土にはない様々な税制上の特典があるため、重税にあえぐ日本企業の次の目の付けどころは沖縄では…? 南国で暮らすことを夢見て、起業してみるのもいいかもしれません。